

8 国税庁長官は、前項の届出があつた場合において、第六項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並びにその変更の日の公表をしなければならない。

9 国税庁長官は、第一項の認定をした後、認定電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しなかつたときは、当該認定を取り消すことができる。

10 国税庁長官は、第五項又は前項の処分をするときは、第一項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。

11 国税庁長官は、第九項の処分をした場合（第一項の認定につき第六項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であつた者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定電子計算機の名称並びに当該処分の日の公表をしなければならない。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第六条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の情報を電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること。

二 第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

三 電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うこと。

四 税務署長に対して、前条第一項に規定する特定ファイルに記録された同項に規定する申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与して、同項に規定する申請等を行うこと。

第五条第七項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信したときは、同項の他の通算法人は、当該申請等について前項（第四号に係る

部分を除く。）に規定する措置を行つたものとみなす。

（電子情報処理組織による手数料の納付）

第七条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十三条第一項の証明書の交付を請求する場合における国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第一項の手数料を納付する方法であつて、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国税局長又は税務署長から得た納付情報及び識別符号を入力して納付する方法とする。

2 第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により前項の証明書の交付を求める者は、同項の手数料のほか、その送付に要する費用を同項に規定する方法によつて納付しなければならない。

（電子情報処理組織による国税の納付手続）

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載すべきこととされている事項並びに国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続（以下この項において「特定納付手続」という。）を行う者にあつては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号を、それぞれに入力して、これらを送信することにより、その納付を行わなければならない。

（以下この項において「特定納付手続」という。）を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を国税庁の使用に係る電子計算機から入力して、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを特定電子計算機に備えられたファイルに、当該処分通知等を受ける者が入手可能な状態で記録しなければならない。ただし、当該処分通知等であつて、国税庁長官が定める措置を行うものでは、当該処分通知等の情報に当該電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を当該特定電子計算機に備えられたファイルに記録することを要しない。

（電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式）

（電子情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式とする。）

（処分通知等において氏名等を明らかにする措置）

（第二号に係る部分に限る。）の規定により所得税を納付しようとする者であつて、所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第二百二十条又は租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第

四十三号）第二十五条の十の十一第七項若しくは第二十六条の十第一項の規定に該当するものは、これらの規定に規定する計算書について

は、第五条の規定により申請等を行わなければならぬ。

（第三章 処分通知等）

（処分通知等に係る電子情報処理組織等）

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（次条及び第十一条において「特定電子計算機」という。）と二条において「特定電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等のうち国税庁長官が定めるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第十条 税務署長等は、電子情報処理組織を使用する方法により前条第二項の処分通知等（以下「第十二条までにおいて「処分通知等」という。））を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を国税庁の使用に係る電子計算機から入力して、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを特定電子計算機に備えられたファイルに、当該処分通知等を受ける者が入手可能な状態で記録しなければならない。ただし、当該処分通知等であつて、国税庁長官が定める措置を行うものでは、当該処分通知等の情報に当該電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を当該特定電子計算機に備えられたファイルに記録することを要しない。

（手続の細目）

第十二条 処分通知等において記載すべき事項とされた署名等に代わる措置であつて、情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方

法により行う処分通知等の情報に電子署名を行ひ、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて特定電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第十条ただし書に規定する措置を行うこととする。

（第四章 雜則）

（手続の細目）

第十三条 この省令に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

1 この省令は、平成十五年十一月四日から施行する。

2 第四条第一項の届出については、平成十六年三月三十一日までは、名古屋国税局の管轄区域内の税務署長若しくは名古屋国税局の管轄区域内の税務署長若しくは行う申請等又は同管轄区域内を納稅地として行う国税の納付に係るものに限るものとする。

3 この省令の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間における別表第六十六号の規定の適用については、同号中「若しくは第六項」とあるのは、「第六項若しくは第八項」とする。

附 則（平成一六年三月三一日財務省令第三一号）抄

附 則（平成一六年七月七日財務省令第一号）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日財務省令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月一三日財務省令八号）抄

この省令は、不動産登記法（平成十六年法律第一百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月四日財務省令第四五号）

この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二日財務省令第八四号）

この省令は、平成十八年一月四日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二七日財務省令第七六号）

この省令は、平成十九年一月四日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二二号）抄

この省令は、平成二十年一月四日から施行する。ただし、別表第六十二号を次のように改める改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二七日財務省令第六七号）抄

この省令は、平成二十年一月四日から施行する。改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条の規定により、この省令は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二七日財務省令第三三号）抄

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。改正後の第四条第四項に定める国税の納付手続を行おうとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その届出を行うことができる。

附 則（平成二〇年四月三〇日財務省令第七八号）抄

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一〇日財務省令第七九号）抄

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月二七日財務省令第二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月六日財務省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の別紙様式第一号及び第二号は、平成二十三年分の給与から適用する。

附 則（平成二四年一月二五日財務省令第七七号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。附則第一項の改正規定、第五条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月九日財務省令第六三号）抄

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日財務省令第二二号）抄

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月九日財務省令第六三号）抄

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二八年六月一〇日総務省令第五五号）抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一〇日財務省令第四〇号）抄

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日財務省令第七九号）抄

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月一〇日財務省令第三〇号）抄

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

る届出について適用し、同日前に行われた改正前後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項又は第四項の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三一日財務省令第二九号）抄

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）の施行の日から施行す

附 則（平成二八年六月一〇日総務省令第五五号）抄

この省令は、平成三十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日財務省令第三〇号）抄

この省令は、平成三十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

項の規定による申請等については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三一日財務省令第三二号）抄

この省令は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三一年一月四日一月四日）抄

この省令は、平成三十三年一月四日以後に行う同項の規定による申請等については、なお従前の例による。

同条第一項の規定による申請等について適用する。

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十日までの間における新令第五条第三項の規定の適用については、同項中「送信し、又は提出」とあり、及び「送信又は提出」とあるのは、「送信」とする。

新令第七条第一項ただし書の規定は、平成三十一年一月四日以後に納付する国税について適用する。

新令第九条、第十条及び第十二条の規定は、同日前に行われた旧令第九条第二項に規定する処分通知等について適用し、同日前令和二年一月一日以後に行う新令第九条第二項に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年四月一八日財務省令第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年一月七日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二九日財務省令第二四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五条第二項第二号イの改正規定 令和元年七月一日
二 別表第四十七号を同表第四十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同表第四十七号を同表第四十八号とする部分を除く。） 令和元年九月三十日

（経過措置）
改正後の国税関係法令に係る情報通信技術の利用による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

附 則（令和元年一二月一三日財務省令第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日財務省令第二七号）

（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定及び第十二条の第七項に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、第六条の改正規定及び第八条第二項の改正規定並びに附則第三条（地方法人税法の改正規定に限る。）の規定（平成二十六年財務省令第二十二号）第八条第一項の改正規定及び同条第七項の改正規定に限る。）の規定 令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）
改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（次項において「新令」という。）第五条第一項の規定による申請等について適用し、同日前に行つた旧令第十三条に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

（施行期日）
新令第十条及び第十二条の規定は、令和三年七月一日以後に行う新令第十条に規定する処分通知等について適用し、同日前に行つた旧令第十三条に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年六月三〇日財務省令第三五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 第十一条の規定による改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「新国税情報通信技術活用省令」という。）第五条第七項及び第六条第二項の規定は、施行日以後に行う新国税情報通信技術活用省令第五条第一項の規定による申請等について適用する。

附 則（令和二年六月三〇日財務省令第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条第三項の規定 令和三年七月一日
二 次条第二項の規定 令和三年十月一日
三 第四条の改正規定（同条第一項中「限る」の下に「ものとし、同条第二項後段において

準用する場合を含む）を加える部分及び同条第三項に係る部分を除く。）、第五条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「第六項」）を改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、第六条の改正規定及び第八条第二項の改正規定並びに附則第三条（地方法人税法の改正規定に限る。）の改正規定並びに附則第三条（地方法人税法の改正規定に限る。）の規定 令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「旧令」という。）第四条第一項の届出（同条第四項に規定する特定納付手続のみに係るものに限る。）を行つた者に対する同条第四項の規定による通知については、なお従前の例による。

（施行期日）
新令第十条及び第十二条の規定は、令和三年七月一日以後に行う新令第十条に規定する処分通知等について適用し、同日前に行つた旧令第十三条に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月三〇日財務省令第三七号）

（施行期日）
この省令の施行の日から令和三年十二月三十一日までの間ににおける改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（次項において「新令」という。）第五条第一項の規定による申請等については、なお従前の例による。

（経過措置）
この省令の施行の日から令和三年十二月三十一日までの間ににおける改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下「新令」という。）第三条第一項の規定により同項中「次条第九項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項」とあるのは、「次条第八項並びに第五条第一項及び第二項」とする。

（施行期日）
新令第五条の二第二項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者は、令和四年一月一日以前においても、新令第四条第五項の規定により同項の規定により行われたものとみなす。

（経過措置）
新令第五条の二第二項の認定を受けようとする者並びに同条第五項、第六項及び第十項の国税庁長官は、令和四年一月一日前においても、同条第四項から第六項まで及び第十項の規定の例により、同条第四項の申請、同条第五項の認定又は却下、同条第六項の公表、同条第十項の認定又は却下、同条第六項の公表、同条第十項の通知その他の必要な行為をることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該届出は、同日において同項の規定により行われたものとみなす。

（施行期日）
この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）
この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）は、令和六年四月一日から施行する。

（施行期日）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（施行期日）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（施行期日）
この省令は、令和三年三月三一日財務省令第三三号）抄

（施行期日）
この省令は、令和三年三月三一日から施行する。

（施行期日）
この省令は、令和三年三月三一日から施行する。

（施行期日）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五条第三項第四号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「旧令」という。）第四条第一項の届出（同条第四項に規定する特定納付手続のみに係るものに限る。）を行つた者に対する同条第四項の規定による通知については、なお従前の例による。

（施行期日）
新令第十条及び第十二条の規定は、令和三年七月一日以後に行う新令第十条に規定する処分通知等について適用し、同日前に行つた旧令第十三条に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

（経過措置）
新令第十条及び第十二条の規定は、令和三年七月一日以後に行う新令第十条に規定する処分通知等について適用し、同日前に行つた旧令第十三条に規定する処分通知等については、なお従前の例による。

（経過措置）